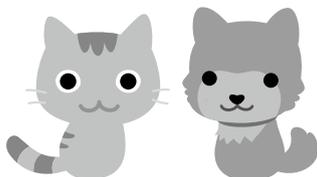


ペットの飼育はマナーを守って

ペットを飼い始めたら、終生飼うことが飼い主の責務です。また、ペットと一緒に暮らすということは、周囲の人と折り合っていくということです。飼い主は、動物の性質・習慣を理解し、人間社会の中で生活するルールをペットに教えていく必要があります。

自分のペットがトラブルの原因にならないように、しっかり管理しましょう。



◆犬を飼うときのマナー

犬はつないで飼いましょう。犬の放し飼いは法律で禁止されています。

散歩をする時も、引き綱(リード)を必ずつけましょう。

散歩途中のふんは、必ず持ち帰りましょう。

◆野良猫にエサを与えないで

無責任にエサを与えると、野良猫が増えて人の敷地内の草木などを傷つけたり、ふん尿汚染の原因になることがあります。野良猫にエサを与えていると、飼い主とみなされます。安易な気持ちでエサを与えないでください。

【問 合 先】環境経済課

高齢歩行者・自転車利用者へ

道路を横断するときは、横断歩道のある安全な場所で、「止まる」「見る」「待つ」「確かめる」を習慣づけましょう。

また、夕暮れ時や夜間に外出する際は、明るい服装や反射材用品を必ず着用しましょう。



ごみを減らしましょう！！ ～燃えるごみの出し方～

広報かさまつ2月号の配布に併せて、家庭系燃えるごみ処理券を配布しました。

お手元に届いていない場合や使いきってしまった場合は役場2階環境経済課、松枝公民館、総合会館で無料で配布しています。

家庭系燃えるごみを出すときのルールを再確認しましょう。

- ①収集日を守りましょう
- ②午前7時から8時までに、各町内会の決められた集積所へ出しましょう
- ③透明または半透明のごみ袋を使いましょう(他市町の指定ごみ袋は使えません)
- ④ごみ袋に「家庭系燃えるごみ処理券」を貼りましょう
- ⑤正しく分別しましょう
- ⑥家庭で剪定した細い枝(直径3センチ以下)は30センチ以下に短く切りましょう。それ以上の太さ、長さの枝や家庭から出る燃えるごみは「燃える大型ごみ」の日に出してください。

◆出せないごみ

- ①事業所・事務所・店舗から出るごみは、事業所などの責任で適正に処理することになっています。町内会のごみ集積所には出せません。
- ②不燃ごみ(金物ガレキなど)や資源ごみ(缶、ビン、ペットボトル、新聞・雑誌など)は混入させないでください。
- ③引越しや大掃除、庭木の手入れなど、一時的に多量のごみが出る場合は、一回に出す量を2～3袋程度として、日を改めて分けて出してください。

【問 合 先】環境経済課

住みなれた自宅での生活を支えます。

**訪問看護ステーション
しのぶ**

株式会社しのぶ
岐阜県羽島郡笠松町北及180番地
第2カトービル 1階 A号室
TEL 058-218-2277 FAX 058-218-2278

わたしたちにできること
それは「快適なオフィス環境」につながるご提案のすべてです

中部事務機株式会社

本社 岐阜市都通1丁目15番地 ☎(058)251-7191
大垣支店 大垣市築捨町5丁目69番地1 ☎(0584)89-0711
東濃支店 可児市羽崎495番地1 ☎(0574)62-8490